

平成 28 年 7 月 17 日

「ル・コルビュジエの建築作品」の世界遺産一覧表への記載決定について（第二報）

我が国を含む 7 か国（※）が世界文化遺産へ共同推薦を行っていた「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」（国立西洋美術館を含む）について、第 40 回世界遺産委員会が世界遺産一覧表へ記載することを決定しました。

※フランス・日本・ドイツ・アルゼンチン・ベルギー・インド・スイス

1. 決定時刻

決定時刻は次の通りです。

現地時間 7 月 17 日（日） 11 : 14
（日本時間 7 月 17 日（日） 17 : 14）

（参考）諮問機関による評価結果の 4 つの区分

- ① 記載（Inscription）：世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会（Referral）：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期（Deferral）：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約 1 年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載（Not to inscribe）：記載にふさわしくないもの。（世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。）

2. 世界遺産委員会における主な審議内容

<要旨>

「ル・コルビュジエの建築作品」を評価基準（i）、（ii）及び（vi）の下に「記載」する。

<主な審議内容のポイント（決議概要は別紙参照）>

- 「世界遺産一覧表へ記載されることが適当」との決議案について、すべての委員国が支持した。
- 特に国立西洋美術館については、ル・コルビュジエが提唱した近代建築の五原則を具体的に表現していること、「無限発展美術館」の思想を体現していること、日本における近代建築運動に大きく貢献したことが評価された。
- レバノンより、評価基準（i）「人間の創造的才能を表す傑作」の適用が主張され、それに伴う決議文の修正がなされた。

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課 長 大西 啓介

世界文化遺産室長 岡本 任弘

専門官 中村 崇志

文化財調査官 鈴木 地平

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2877）

03-6734-2877（直通）

「ル・コルビュジェの建築作品」にかかる決議概要

(1) 記載の可否と評価基準

- ル・コルビュジェの建築作品を(i)(ii)(vi)の下に世界遺産一覧表に記載する。

	評価基準
i	ル・コルビュジェの建築作品は、人類の創造的才能を現す傑作であり、建築及び社会における 20 世紀の根源的な諸課題に対して顕著な回答を与えるものである。
ii	<p>ル・コルビュジェの建築作品は、近代建築運動の誕生と発展に関して、全世界規模で半世紀にわたって起こった、前例のない人類の価値の交流を示している。ル・コルビュジェの建築作品は、他に例を見ない先駆的なやり方で、過去と決別した新しい建築的言語を開発してみせることによって、建築に革命を引き起こした。</p> <p>ル・コルビュジェの建築作品は、ピューリズム、ブルータリズム、彫刻的建築という近代建築の 3 つの大きな潮流の誕生の印である。</p> <p>ル・コルビュジェの建築作品が 4 大陸で与えた地球規模の影響は、建築史上新しい現象であり、前例のない影響を示すものである。</p>
vi	<p>ル・コルビュジェの建築作品は、その理論と作品において 20 世紀における顕著な普遍的意義をもつ近代建築運動の思想と、直接的かつ物質的に関連している。一連の資産は、建築、絵画そして彫刻が統合した「エスプリ・ヌーボー」を表している。</p> <p>ル・コルビュジェの建築作品は、1928 年以降 CIAM (近代建築国際会議) により強力に広められた、ル・コルビュジェの思想を具現化している。</p> <p>ル・コルビュジェの建築作品は、新しい建築言語の発明、建築技術の近代化、近代人の社会的・人間的ニーズへの対応のために、近代建築運動が 20 世紀の主要課題に対応しようとした解決策の顕著な現れである。</p> <p>20 世紀の主要課題に対するル・コルビュジェの建築作品の貢献は、単に、ある時点での模範的な偉業にとどまらず、半世紀を通じて全世界に着実に広められていった建築及び文字による提案の顕著な総体である。</p>

(2) 追加的勧告

- 要請があればイコモスの支援のもと、締約国が以下について検討するよう勧告する。
 - a) 全ての構成資産における開発計画を対象として、遺産影響評価を導入すること
 - b) 全ての構成資産についてモニタリング指標を改定すること
 - c) 一連の資産について、関係者の合意による全体的な保全手法及び手順を整備すること
 - d) 資産全体への潜在的影響という観点から、全ての関係国が全ての構成資産における主要な開発計画について十分に把握するために、「常設会議」がどのような役割を果たすことができるかについて検討すること
 - e) チャンディガールのキャピトル・コンプレックスの管理計画を提出すること
 - f) チャンディガールのキャピトル・コンプレックスの保全計画を進めること
 - g) ギエット邸の緩衝地帯の保護について明らかにすること
 - h) フランスの新「遺産法」がどのような効果をもたらすか(implication)について明らかにすること
 - i) 今後の拡張に向けたあり方、最終的な範囲について、「常設会議」からの案を提出すること
- 締約国に対して、上記の勧告に関する報告を、2018年に開催される第42回会合において世界遺産委員会で審議できるよう、2017年12月1日までに、世界遺産センターに提出するよう要請する。

「ル・コルビュジエの建築作品」世界遺産一覧表への 記載決定に当たっての馳 浩 文部科学大臣談話

我が国の国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品」が、20世紀において世界中に近代建築運動を広めた重要な建築資産として高く評価され、世界遺産一覧表に記載されることが決定されたことは大変喜ばしく思います。

国立西洋美術館は我が国における唯一のル・コルビュジエ作品であり、建築の歴史における地球規模での国際的な取組みを示すこの文化財を今日まで大切に守り伝えてこられた関係者の方々の御努力に心からの敬意と祝意を表します。

また、ここに至るまでに文部科学省と連携し、御尽力をいただいた東京都・台東区・国立西洋美術館等の関係機関の皆様方に厚く御礼申し上げます。

文部科学省としては、引き続きフランスをはじめとする関係国や国内の関係各位と連携しながら、人類の共通の宝である貴重な世界遺産の保護に万全を期し、後世に確実に引き継ぐとともに、積極的に活用してまいります。

「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」について

1. 概要

パリを拠点に活躍した建築家・都市計画家ル・コルビュジエの作品のなかから選ばれた三大陸7か国（フランス・日本・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）に所在する17資産で構成される。

本資産は建築史上初めて、建築の実践が全地球規模のものとなったことを示す物証であり、各構成資産は近代の社会的、人間的ニーズに対応した建築の新しいコンセプトを反映し、広い地域に重大な影響を与え、いまだに少なからず21世紀建築文化の基盤であり続けている。

2. 構成資産

【フランス（10資産）】

ラ・ロッシュ＝ジャンヌレ邸、サヴォア邸と庭師小屋、ペサックの集合住宅、カップ・マルタンの休暇小屋、ポルト・モリトーの集合住宅、マルセイユのユニテ・ダビタシオン、ロンシャンの礼拝堂、ラ・トゥーレットの修道院、サン・ディエの工場、フィルミニの文化の家

【日本（1資産）】国立西洋美術館

【ドイツ（1資産）】ヴァイセンホフ・ジードルングの住宅

【スイス（2資産）】レマン湖畔の小さな家、イムーブル・クラルテ

【ベルギー（1資産）】ギエット邸

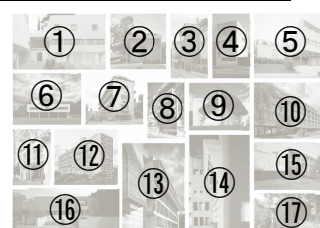
【アルゼンチン（1資産）】クルチェット邸

【インド（1資産）】チャンディガールのキャピトル・コンプレックス



© FLC/ADAGP/AONDH/De Prins/Emden/Kieslowsky/OMG, 2016

①ラ・ロッシュ＝ジャンヌレ邸、②レマン湖畔の小さな家、③ペサックの集合住宅、④ギエット邸、
⑤ヴァイセンホフ・ジードルングの住宅、⑥サヴォア邸と庭師小屋、⑦イムーブル・クラルテ、
⑧ポルト・モリトーの集合住宅、⑨ロンシャンの礼拝堂、⑩サン・ディエの工場、⑪クルチェット
邸、⑫マルセイユのユニテ・ダビタシオン、⑬ラ・トゥーレットの修道院、⑭チャンディガールの
キャピトル・コンプレックス、⑮フィルミニの文化の家、⑯国立西洋美術館、⑰カップ・マルタン
の休暇小屋



3. 評価基準

(i) ル・コルビュジエの建築の傑作性：

ル・コルビュジエの作品は、人類の創造的才能を現す傑作であり、建築及び社会における20世紀の根源的な諸課題に対して顕著な回答を与えている。

(ii) ル・コルビュジエの建築が全世界に与えた大きな影響力：

ある期間にわたる価値観の重要な交流を示す。ル・コルビュジエは、新しい建築の概念を広め、20世紀における世界中の建築に大きな影響を与えた。

(vi) 建築によるアイデア（思想）の具現化：

ル・コルビュジエの作品は「近代建築運動」という顕著な普遍的価値を有する思想と直接関連している。

4. 登録に至るまでの変遷

当初推薦では、ル・コルビュジエという人物に主眼を置いていたが、イコモス勧告等を踏まえ、「近代建築運動への貢献」という点に説明の主眼を置き直した。これに伴い、構成資産についても、ル・コルビュジエの建築作品の中で近代建築運動への貢献が顕著に見られるものに絞りこんでいる。構成資産の変遷は下記の通り。

- ・当初の推薦（平成20年）：6か国22資産
- ・追加情報提出時（平成23年）：6か国19資産（当初推薦からフランスの2資産（クック邸、救世軍難民院）及びスイスの1資産（シュウオブ邸）を除外。）
- ・今次の推薦（平成27年）：7か国17資産（フランスに所在する1資産（スイス学生会館）及びスイスの2資産（ジャウル邸、ジャンヌレ邸）を除外。またインドの1資産（チャンディガールのキャピトル・コンプレックス）を追加。）

5. 関係年表

<当初推薦>

- 19年 9月 フランス政府から我が国に対し共同推薦の要請
- 同月 「国立西洋美術館（本館）」を我が国の暫定一覧表に記載
- 20年 2月 第1回推薦（6か国・22資産）
※推薦名称 ル・コルビュジエの建築と都市計画
- 10月 イコモスによる現地調査
- 21年 5月 イコモス勧告（記載延期）
- 6月 第33回世界遺産委員会（セベリア）（情報照会）

<追加情報の提出>

- 23年 1月 情報照会対応文書（実質的には改訂推薦書（6ヶ国・19資産））を提出
- 5月 イコモス勧告（不記載）
- 6月 第35回世界遺産委員会（パリ）（記載延期）

<今次推薦>

- 27年 1月 閣議了解を経て第2回推薦（7か国・17資産）
※推薦名称 ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献
- 8月 イコモス現地調査
- 11月 イコモスとの意見交換
- 12月 イコモス中間報告
- 28年 5月 イコモス勧告（記載）
- 7月17日 第40回世界遺産委員会（イスタンブール）において、世界遺産一覧表への記載が決定

国立西洋美術館について

1. 概要

国立西洋美術館本館は、日本に所在する唯一のル・コルビュジエ設計による建築である。

実業家・松方幸次郎の美術品コレクション（絵画，彫刻等）のうち，パリに保管され，第二次世界大戦後にフランス政府に押収されたものについては，1953年，その大半が日本国政府へ寄贈されることとなった。その際，西洋美術の変遷が学術的に日本の人々に伝わるような新美術館の建設が条件とされ，国立西洋美術館本館は，この条件を満たすために日本国政府が上野恩賜公園内に建設したものである。

設計者にはル・コルビュジエが選ばれ，建設に当たっては，ル・コルビュジエの下で学んだ前川國男，坂倉準三，吉阪隆正及び文部省管理局教育施設部工営課（当時）が設計補助並びに現場監理を行っている。着工は1958年3月，竣工は1959年3月である。

国立西洋美術館本館は，陸屋根，正方形の平面形状，らせん状の回廊，展示品の増加に伴い渦が大きくなるように増床できる平面計画等，ル・コルビュジエによる「無限発展美術館（Musée à croissance illimitée）」の構想をよく現した作品として評価されている。ピロティ（1階部分を柱のみ残して外部とする形式），屋上庭園，斜路，自然光を利用した照明計画，モデュロール（人体寸法と黄金比を基にした寸法体系）等，ル・コルビュジエに特徴的な設計要素を随所に見せる点でも貴重であり，20世紀を代表する世界的建築家のル・コルビュジエの代表的作品として，顕著な普遍的価値を有している。

2. 文化財指定等

平成19年12月 重要文化財（本館）

平成21年7月 登録記念物（園地）

3. 所在地

東京都台東区上野公園7-7

（正面）



（展示室）



世界遺産について

1. 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47（1972）年 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50（1975）年 条約発効

平成4（1992）年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成28（2016）年 7月現在で締結国数192カ国

2. 世界遺産一覧表への記載プロセス

① 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。

② 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への記載の可否を決定する。

3. 我が国の世界遺産一覧表記載物件（文化遺産16件、自然遺産4件）

	記載物件名	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	〃	〃	〃	文化
3	屋久島	鹿児島県	〃		〃	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	〃		〃	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	〃	5年	6年12月	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	〃	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	〃	〃	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	〃	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	〃	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	〃	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	15年 1月	16年 7月	文化
13	知床	北海道	16年	16年 1月	17年 7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年 1月	19年 7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年 1月	23年 6月	自然
16	平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-	岩手県	13年	18年12月 22年 1月	23年 6月	文化
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	19年	24年 1月	25年 6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	19年	25年 1月	26年 6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	21年	26年 1月	27年 7月	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -	東京都（国立西洋美術館）（他6カ国）	19年	27年 1月	28年 7月	文化

4. 我が国の暫定一覧表記載物件（文化遺産9件、自然遺産なし）

[平成4年]

①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」（神奈川県）

②「彦根城」（滋賀県）

[平成19年]

③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（奈良県）

④「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県・熊本県）→（27年推薦後、28年取下げ）

[平成21年]

⑤「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

⑥「宗像・沖ノ島と関連遺産群」（福岡県）→（28年推薦）

[平成22年]

⑦「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）

⑧「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）

[平成24年]

⑨「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-（拡張）」（岩手県）

「ル・コルビュジエの建築作品」(国立西洋美術館) 世界遺産登録に当たっての総理メッセージ

我が国の国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品」が世界遺産に登録されたことを心から嬉しく思います。

国立西洋美術館は、近代建築の巨匠であるル・コルビュジエの設計による東アジアで唯一の建築作品。

我が国やフランスなど7か国の国際的な協力により、世界で初めての三大陸にまたがる世界遺産となりました。

現役の美術館として活用しながら保全に取り組んできた関係者の方々、これを支援してこられた地元の皆様に深い敬意を表します。

世界の宝となった国立西洋美術館を、これからもしっかりと守って次世代へ引き継いでいくとともに、このような世界的な文化や価値観の共有の視点から、日本の文化芸術を強く世界に向けて発信していきたいと思えます。

平成28年7月17日
内閣総理大臣 安倍晋三

世界文化遺産に関する文化審議会の審議結果（報告）

平成 28 年 7 月 25 日
文化庁記念物課

7 月 25 日（月）の文化審議会（世界文化遺産・無形文化遺産部会）の審議結果は、以下の通りです。

- 文化審議会として、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を本年度の世界文化遺産の推薦候補として選定。

※平成 28 年度審査対象案件となった以下の 4 件の中から「長崎教会群」を選定

- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」（北海道、青森、秋田、岩手）
- ・「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」（新潟県）
- ・「百舌鳥・古市古墳群」（大阪府）
- ・「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（長崎県、熊本県）

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について

1. 名 称

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 “Churches and Christian Sites in Nagasaki”

2. 所在地

長崎県 長崎市・佐世保市・平戸市・五島市・南島原市・小値賀町・新上五島町
熊本県 天草市

3. 概 要

本資産は、長崎地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を続ける中で育んだ宗教に関する独特の文化的伝統を物語る顕著な物証である。

17世紀から2世紀を越えて続いた日本のキリスト教に対する禁教政策の中、地理的にも数的にも極めて限定的な日本人キリスト教徒(潜伏キリシタン)のコミュニティが長崎地方において形成された。それぞれのコミュニティにおいて、潜伏キリシタンが自分たち自身で信仰を継承することによって、在来宗教を装った組織的かつ独特な、世界でも稀にみる固有の信仰形態が育まれた。2世紀を越えて続いたこの独特の文化的伝統は、19世紀後半の日本の開国に伴う宣教師の来日によって新たな局面を迎えた。多くの潜伏キリシタンは、宣教師の指導下に入ってカトリックに復帰したが、禁教期の信仰を継続し「かくれキリシタン」となった者、日本の在来宗教である仏教及び神道に改宗した者がいた。カトリックに復帰した集落では、禁教期の記憶が残る場所や、移住先の海辺及び谷間のわずかな平地などに、自らの潜伏の歴史を語る象徴のように自分たちの教会堂を建設した。これらの教会堂は、禁教期の固有の信仰形態の終焉を象徴している。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の顕著な普遍的価値

●長崎地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を続ける中で育んだ独特の文化的伝統を物語る物証。

- ・ 禁教期の潜伏キリシタンが自分たち自身で信仰を続ける中で育んだ固有の信仰形態を物語る物証
- ・ 新たな信仰の局面と固有の信仰形態の終焉

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 構成資産

- No.1 原城跡
- No.2 平戸の聖地と集落
(春日集落と安満岳)
- No.3 平戸の聖地と集落
(中江ノ島)
- No.4 天草の崎津集落
- No.5 野崎島の集落
- No.6 大浦天主堂
- No.7 久賀島の集落
- No.8 外海の出津集落
- No.9 大野集落
- No.10 黒島の集落
- No.11 江上集落
- No.12 頭ヶ島の集落

